

「漁港水面施設運営権登録令案についての意見・情報の募集」に寄せられた御意見及びそれに対する考え方

御意見	御意見に対する考え方
・外国の事例を集めて一番厳しい基準に合わせてください。 ・外国勢力に利するようにはしないでください。	本年５月に成立した「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和５年法律第３４号）」により、漁港漁場整備法（昭和２５年法律第１３７号）を改正し、漁港施設等の有効活用を図る事業として漁港施設等活用事業を位置付け、長期安定的な事業実施の観点から、漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）の認定を受けた者は、漁港施設等活用事業に係る特例の一つとして、漁港水面施設運営権の設定を受けることができるという措置を講じることとなっております。 漁港管理者が行う実施計画の認定について、法律において認定要件を定めるとともに、漁港管理者が当該事業内容等について公告や縦覧等、公正な手続に従ってされることを確保するために必要な措置を講ずることを定めております。また、当該事業のために漁港水面施設運営権の設定を受けようとする者について、他の物権とみなされる権利に対して規定されている欠格事由を参考に、法律において漁港水面施設運営権に対しても同等の欠格事由を定めることにより、不適切な者が当該権利の設定を受けられないように措置しております。

	さらに、実施計画の認定に当たっては、当該計画を実施しようとする者の国籍に関わらず、漁港の漁業上の利用を確保した上で適正かつ確実に事業を実施できる適切な者を認定するように、国の策定する漁港施設等活用基本方針等を通じて、水産庁としても漁港管理者へ確実に周知してまいります。
--	---